平成２１年（フ）第３４０６号
北海道函館市上湯川町11番14―304号、申立時の住所愛知県海部郡蟹江町旭１丁目32番地アーバンライフ太田105号
債務者　小鹿　　誠（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６３６号
名古屋市南区鶴田１丁目８番16号
債務者　髙田裕美子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７８５号
愛知県津島市愛宕町４―11―５　成田貸家１階１号室、住民票上の住所愛知県津島市南本町７丁目11番地　寿ゞやマンション205号
債務者　土屋　克廣
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７８６号
愛知県津島市愛宕町４―11―５　成田貸家１階１号室、住民票上の住所愛知県津島市南本町７丁目11番地　寿ゞやマンション205号
債務者　土屋奈緒美
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１号
三重県伊勢市田尻町287番地８
債務者　中山　光彦
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第２号
三重県鳥羽市畔蛸町287番地
債務者　西井たか子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第４号
三重県度会郡南伊勢町大方竈11番地１
債務者　森　　あい
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第５号
三重県志摩市阿児町神明1007番地23
債務者　橋本　直幸
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第６号
三重県志摩市磯部町坂崎120番地397
債務者　江口　淳也
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第２号
和歌山県田辺市朝日ヶ丘22番24―301号
債務者　中西　英夫
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第３６号
熊本市出水１丁目６番８―804号
債務者　宮本　隆史
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１号
岩手県下閉伊郡山田町飯岡第６地割12番地５
債務者　小川　美晴
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第２０８号
住居所不定、住民票上の住所静岡県富士郡芝川町長貫1360番地の38
債務者　佐野　　忠
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２号
岩手県下閉伊郡山田町大沢第７地割72番地
債務者　福士　信義
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第３号
岩手県下閉伊郡山田町大沢第７地割72番地
債務者　福士　梅子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第３号
北海道標津郡中標津町東20条南８丁目17番地
債務者　青山　浩司
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第４号
北海道標津郡中標津町東20条南９丁目５番地
債務者　古川　明美
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第１７号
愛知県碧南市西山町１丁目82番地　睦荘１号
債務者　山中　　泉
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月８日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係